

## 日田市スポーツツーリズム推進事業助成金 Q & A

Q 1 : 大会参加のための宿泊は？

A : 大会参加のための宿泊は対象としない。また、大会開催に要するスポーツ施設料も対象としない。

なお、大会とは、大会要項等が定められ、大会参加料を徴するものとし、練習試合は含まない。

例：5月1日から5月4日まで宿泊し、5月4日に大会がある場合

5月3日と4日の宿泊は大会参加のための宿泊とみなし、5月1日と2日の宿泊は助成金の対象

Q 2 : 一つの団体が取りまとめし、複数の団体で合宿する場合、申請できる団体は？

A : 複数の団体が、同一目的で合宿(合同合宿等)をする場合は、それぞれの参加団体が申請者となり、助成の対象となる延べ宿泊数は、当該参加団体の合計延べ人数とする。

なお、助成対象となるスポーツ施設使用料は、合同合宿参加団体のうち、一団体のみを対象とする。

Q 3 : 行程でゲートボール等を行い、観光して宿泊する場合は該当するか？

A : 該当する。

なお、スポーツ競技種目は大分県民体育大会種目とする。

Q 4 : 日田市スポーツツーリズム推進事業助成金交付請求書はいつ提出すればよいか？

A : 日田市スポーツツーリズム推進事業助成金実績報告書提出時に添付すること。

Q 5 : 同一人物が他の団体で申請できるか？

A : 既に助成対象となった者が半数以上占める団体は対象外とする。

なお、助成は1団体あたり、1年度1回を上限とする。

Q 6 : 交付要綱第4条第4項で「あらかじめ複数回に分けて合宿を計画し、複数回分を1回でまとめて交付申請する場合は、当該複数回分を1回とみなす。」と規定されているが、この複数回とはどのような場合を想定しているのか？

A : 鯛生スポーツセンターなど、定員の関係で一緒に合宿できない場合を想定している。例えば、年間計画で8月、10月、12月など、複数回の合宿は想定していなく、この場合はいずれかの1回のみが申請できる。

Q7： 同一団体でU10、U12、U15など、年代が異なるチームがある場合、申請はどのような取扱いになるか？

A： 年代別に一つの団体として申請できる。この場合、申請団体名は〇〇〇〇U12、〇〇〇〇U15など、異なる区分を明記して申請するほうが望ましい。

Q8： 交付要綱第9条で軽微な変更の場合は、変更等の承認は要しないと規定されているが、この軽微な変更とはどのような場合か？

A： 軽微な変更とは、交付決定額の20パーセント以内の額(上限1万円)の変更として  
います